令和８年度上越市立有田小学校　いじめ防止基本方針

１　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1)　いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面上、形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

【平成２５年９月２８日施行「いじめ防止対策推進法第２条」より】

(2)　いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

２　いじめ防止に向けた方針

(1)新潟県として（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」令和２年１２月２５日制定より）

いじめ及びいじめの類似行為（以下「いじめ等」という。）の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

この条例において「いじめの類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 上越市として（「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」より）

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のためには、市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

① 上越市いじめ防止基本方針を定め、これに基づきいじめ防止等の必要な施策を総合的に策定し、実施する。

② 学校、保護者、地域の連携を強化し、日頃から社会全体でいじめの予防や対策に努める。

③ 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置する。

(3) 学校として

① あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

② 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。

③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めると共に、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。

3　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

(1)　いじめ・不登校・不適応対策委員会

・ 校長、教頭、主幹教諭、生活指導部、養護教諭、該当学級担任、該当学年主任で構成し、必要に応じて開催する。

(2)　家庭・地域・関係機関との連携

① 家庭との連携

・学校だよりや学年だよりを通して、児童の様子を伝える。

・学校だよりやＰＴＡ総会等の会合を通して、いじめ等にかかわる学校の考え方を周知する。

② 地域との連携

・学校だよりを通して、学校の教育活動の取組を伝える。

・学校運営協議会、主任児童委員、民生委員・児童委員と情報交換を行う。

・登下校時の見守りボランティアと情報交換を行う。

③ 関係機関との連携

・必要に応じて、ＪＡＳＴ、児童相談所、市すこやかなくらし包括支援センター、適応指導教室等と連携して解決に当たる。

・県のスクールカウンセラー、学校訪問カウンセラーとの相談体制を確立し、情報を共有して活用する。

4　いじめ未然防止・早期発見のための取組

(1)　教職員間での情報交換及び共通理解

・ 毎学期「子どもを語る会」を開催し、気になる子どもや配慮等が必要な子どもについての情報共有を図る。また、日常的に情報交換を行い、指導に生かす。

・ 生徒指導部会、学年会、終礼で、情報を交換し、共通理解を図り、指導に当たる。

・ 急を要する事案については、臨時の打ち合わせにおいて教職員で共通理解を図り、指導に当たる。

・ 児童や保護者からの情報を活用する。

・ 月２回程度隔週（定例）のいじめ・不登校・不適応対策委員会を開催し、学年で対応している事案等について現状や課題を話し合うとともに、情報共有を図り、日常の指導に生かす。

(2)　学級経営の充実

・児童の実態に合わせてソーシャルスキルトレーニングを実施したり、学校生活アンケートの結果を学級経営に有効に生かしたりする。

・道徳の授業などを通して、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、児童の自己肯定感を高める。

・児童の心身の変化をよく見取り、細やかな声掛けを行う。

(3)　相談体制の整備

・心配される児童については、様子を見ながら、随時、教育相談を実施する。

・学校訪問カウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

・毎月の学校生活アンケートを実施し、児童の悩みや困りごとの早期発見につなげる。また、定期的に教育相談を行って早期発見に努める。

(4)　いじめ見逃しゼロスクール活動

・「いじめ見逃しゼロ強調月間」に行われている直江津東中学校区での取組をもとに、全校でいじめについて考える場を設ける。

(5)　インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策を行う。

・学習情報指導員と連携し、子どもや保護者を対象とした情報モラルに関する研修会を行う。

(6)　学校評価

・児童及び保護者に、次のアンケート調査を行い、これまでの取組の改善に生かす。

「学校は楽しい（学校に行くことを楽しみにしている）」

「誰とでも仲よく遊んだり活動したりする（誰とでも仲よく遊んだり活動したりしている）」

＊（　）内は保護者向け

５　いじめに対する即時対応と具体的な措置

(1) 早期対応

有田小学校　　いじめ発生時の組織的流れ

いじめに関する情報 ---- 観察、アンケート、教育相談、職員からの情報、本人からの訴え
保護者からの訴え、他の児童からの訴え

↓

学年主任、生活指導主任へ報告

↓

学年主任、生活指導主任　→　教頭へ報告

↓

教頭　→　校長へ報告　いじめ事案と断定

↓

いじめ発覚

←　◆いじめ・不登校・不適応対策委員会
・事実確認のための手順と役割分担の決定　　・市教委への報告

事実確認・聞き取り ---- 複数職員で対応
・担任　・学年部　・生活指導部　・管理職　・級外職員

←　◆いじめ・不登校・不適応対策委員会
・情報の整理、事実の突き合わせ　・問題の明確化　・指導方針の検討、決定
・指導、支援体制の編成　・関係機関との連携（必要に応じて）

←　◇全職員への報告　・共通理解　　・指導、支援体制の確認、協力体制

解消への取組 ----
・被害者への支援　　・加害者への指導　　・被害者と加害者の話合い、謝罪

被害者、加害者の保護者への説明（家庭訪問…担任と管理職）
・事実の報告　　・学校での指導、支援体制の説明　　・保護者の考えの確認

謝罪　　加害者の家庭　→　被害者の家庭

継続指導・経過観察・保護者との連携

←　＊経過に合わせて
◆いじめ・不登校・不適応対策委員会　（指導、支援体制の再確認　等）
◇全職員共通理解　　（経過報告　等）
・市教委報告　（経過報告　等）

再発防止　（必要に応じて　学級懇談会を開き、再発防止に向けて考えを共有し、協力をお願いする）
未然防止　　人権教育、同和教育の推進

いじめの事実が確認された場合（いじめであると校長が判断した場合）

(2) 具体的な措置

① いじめ・不登校・不適応対策委員会の設置

- 市教育委員会に報告し、その指導を受けながら対応を迅速・的確に行う。
- 情報収集の手順や役割分担、保護者への対応について決める。
- 情報を整理し、事実を確認した後、指導方針や支援体制を決める。
- 指導や支援体制を進める中で、必要に応じて随時開き、解消への方向性を見出す。
-

② 解決への指導支援・再発防止への取組

- 現状や経過を全職員で共通理解し、全職員で支援を行う。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 担任は指導を継続し、指導の経過を生活指導主任、教頭に随時報告する。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- 必要に応じて関係機関と連携を取り、対応する。

聞き取り　聞き取った内容に矛盾がないかどうか、多面的に検討し、事実を明らかにする。

◆被害児童への聞き取り

・被害者の視点に立ち、支える立場で接する。性急にならず、気持ちに寄り添って話を聞く。

◆加害児童への聞き取り

・威圧的にならず、受容的に聞く。

◆周辺児童への聞き取り

・事実確認後、必要に応じて、周辺児童への指導を行う。

保護者対応

・家庭訪問をし、保護者と直に会って話合いを行う。担任と管理職の複数で訪問する。
・保護者が心配していることを明らかにし、保護者の立場や心情に十分配慮しながら話をする。
・現状と収束に向けた今後の具体的な見通しについて説明をする。

６　重大事態への対処

(1)　重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)　重大事態への対処

①　上越市　重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、教育委員会及び学校は、次の方針の下、全力でその対処に当たる。

○　いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。

○　いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。

○　いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

②　学校としての対処

- いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告し、指導を受ける。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。(いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係)
- いじめを受けた児童への再発防止、再登校に向けた環境を整備する（学校、教室、保健室)。
- いじめを行った児童・保護者については、学校あるいは第三者機関を通じて、いじめに関する事実を伝え、市教育委員会の指示を仰ぎながら被害児童への補償を提案する。
- いじめを行った児童への再発防止、再登校に向けた環境を整備する（学校、教室、保健室)。